

第5回定例会議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第44号 平成26年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第 4 議案第45号 平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 5 議案第46号 平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 6 議案第47号 平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第 7 議案第48号 平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について
- 第 8 議案第49号 平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第 9 議案第50号 平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定について
- 第10 議案第51号 平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第11 議案第52号 平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計決算認定について
- 第12 議案第53号 平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第13 議案第54号 平成26年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について
- 第14 議案第55号 平成26年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
- 第15 議案第59号 いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第16 議案第60号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第61号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の一部変更について
- 第18 議案第62号 いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第63号 いちき串木野市国民健康保険税条例及びいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第64号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 第21 議案第65号 いちき串木野市農業委員会委員等の定数条例の制定について
- 第22 議案第66号 市道の廃止及び認定について
- 第23 予算議案第7号 平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第24 簡水特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 公下水特予算議案第3号 平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第26 療特予算議案第2号 平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（12月2日）（水曜）

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	福田道代君	11番	東育代君
3番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
4番	平石耕二君	13番	寺師和男君
5番	西中間義徳君	14番	下迫田良信君
6番	中村敏彦君	15番	原口政敏君
7番	大六野一美君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	西別府治君	18番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	満菌健士郎君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	臼井喜宣君
教	長	有村孝君	市来支所長	下迫田久男君
総務課	長	中屋謙治君	消防長	原菌照明君
政	長	田中和幸君		

△開 会

○議長（中里純人君） これから平成27年第5回いちき串木野市議会定例会を開会いたします。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

去る11月26日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。したがって、付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から報告のあった監査報告第4号について、その写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これより、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、平石耕二議員、西中間義徳議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月25日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から12月25日までの24日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第14

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第44号から日程第14、議案第55号までを一括して議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長竹之内 勉君登壇〕

○決算審査特別委員長（竹之内 勉君） おはようございます。

私ども決算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計ほか10会計に係る平成26年度会計決算認定等議案12件であります。

去る10月19日から22日までの4日間にわたり、議長と監査委員を除く全議員による委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に当たり、現地調査を実施し、積極的な審査に努めたところであります。

まず、議案第44号平成26年度いちき串木野市一般会計決算認定についてであります。

決算の収支状況につきましては、歳入において、収入済額は調定額に対し、収入率95.6%の161億9,149万1,984円で、歳出において、支出済額は執行率87.3%の153億5,120万2,538円で、収支差し引きが8億4,028万9,446円となり、翌年度に繰り越すべき財源3億5,857万5,000円を差し引いた実質収支額は4億8,171万4,446円となっております。

それでは、歳入から順を追って御報告申し上げます。

まず、1款市税についてであります。

平成26年度決算における市税は、普通税全体で調定額33億384万334円に対し、収入済額は30億9,242万4,985円で、前年度と比較すると、収入済額で5,568万19円の減であります。また、徴収率は93.60%で、前年度と比較し、0.02ポイント上昇しております。翌年度への滞納繰越額は、不納欠損額として162件の1,292万3,614円を処分した結果、前年度と比較すると436万5,810円減の1億9,849万1,735円を繰り越すとのことであります。

審査の中で、市民税が減少した要因として、30歳

代から50歳代の人口減が大きな影響とのことであるが、人口減の主な要因と今後の対策について質したところ、近隣地の大きな企業が人員削減したことに伴い、本市の在住者が転出したことが要因と考えられる。また、今後の対策としては、定住人口の増、もしくは近隣、本市を含めた雇用の場を増やすことに努め、経済状況をよくすることが税収にもつながるとの答弁であります。

次に、9款地方交付税についてであります。

普通交付税は前年度に対し6,955万円の減で、特別交付税は前年度に対し1,992万9,000円の増で、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は63億1,478万4,000円となり、前年度に対し、9,271万9,000円の減となっております。

次に、12款使用料及び手数料についてであります。

薩摩藩英国留学生記念館使用料は、平成26年7月20日にオープンし、平成27年3月31日までの有料の観覧者数は4万6,689人で、観覧料は1,336万7,900円とのことであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。

企画費の食のまちづくり推進事業は、前年度と比較して、2,476万1,734円の増となっております。食の拠点エリア整備事業等が主なるものであります。

企業立地対策費の審査の中で、企業誘致に対する今後の考え方について質したところ、現在進めている地方創生の中でも、生産人口である若者が定着できるまちになることを目指している。今後もさまざまなノウハウを駆使し、議員からの情報等も得ながら進めていくとの答弁であります。

次に、3款民生費についてであります。

社会福祉総務費は、前年度比9,555万6,768円の増で、その主なる要因は臨時福祉給付金給付事業であります。消費税率引き上げに伴い、低所得者対策として暫定的に実施された事業で、本市の受給者数は、全体で6,290人であります。

児童福祉費は、児童手当給付費や私立保育所運営費が主なるものであります。

生活保護費のうち扶助費は、医療扶助が主なるもので、平成25年度と比較して、2,766万1,694円の増

で、医療扶助費の伸びが大きな要因とのことであります。

なお、保護世帯の動向としては、月平均で235世帯、346人であり、平成25年度と大きく変わらない状況とのことであります。

次に、4款衛生費についてであります。

保健衛生総務費は、妊婦健診等各種健診や各種予防接種事業が主なるものであります。

環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が主なるものであります。

委員から、合併処理浄化槽に係る市の上乗せ補助が平成27年度までで終了するとのことであるが、年々設置基数が伸びていることや住民の要望等を踏まえると、補助を継続すべきであるとの意見が述べられたのであります。

また、危険家屋解体撤去工事補助金について、家屋の持ち主が不明で、周辺住民が非常に困っているケースが多くあることから、危険廃屋になる前に何らかの対策が必要ではないかとの意見が述べられたのであります。

廃棄物処理施設費は、環境センターの運営費用が主なるものであります。

次に、5款労働費は、働く女性の家の指定管理委託料が主なるものであります。

次に、6款農林水産業費についてであります。

農業費の審査の中で、新規就農者について、青年就農給付金を5年間支給した後も農業を継続していける見込みなのかと質したところ、平成26年度の対象者は8名であるが、1名は法人格を取得され、現在は青年就農給付金を支給していない状況である。他の方についても、5年後も農業で生計を立てることができるよう、県とともに、作物や作付体験等の指導を続けていきたいとの答弁であります。

また、林業費の審査の中で、カラスの捕獲頭数が減っているのは、県の補助金を受けるために駆除したカラスの写真を提出する必要があるからではないか。写真の提出を不要として、市の補助金のみを支給できないかと質したところ、猟友会との協議の結果、県の基準に合わせるとしているが、どうしてもカラスによる被害を抑える必要があることから、今

後も猟友会との協議を行っていききたいとの答弁であります。

また、水産業費の審査の中で、マダイ等を放流して資源回復に努めても、巻き網船が全部とってしまうのではないかと懸念されるが、対策は考えられないかと質したところ、巻き網船は魚を一網打尽に捕獲するため、自然に対する影響が非常に大きいことなどから、県に対して適正な資源管理や違反操業に対する取り締まりの強化について引き続き要請していききたいとの答弁であります。

次に、7款商工費の審査の中で、いきいきバスについてはほとんど利用者を見かけないが、もっと実効性のある交通弱者対策は考えられないかと質したところ、いきいきバスやいきいきタクシーについては市政報告会等で必要性を強調される市民もあり、重要であると考えている。今後、利用状況等を勘案しながら、今後どのような公共交通体制がいいのか研究していききたいとの答弁であります。

次に、8款土木費は、高見・旭町線ほか19路線に係る道路維持工事費、小園線ほか13路線の道路新設改良工事費のほか、麓土地区画整理事業、ウッドタウン住宅建設事業に係るものが主なるものであります。

審査の中で、ウッドタウン4工区を購入する理由について質したところ、土地開発公社の経営が、土地を保有しながら借金だけが膨れる状況にあることについて県から指摘を受け、年次的に一般会計で買戻してきている。4工区に新たな宅地造成をすることは当面困難であるため、今後は、近辺のロケーションや地理的な情勢を活かして、民間活力を導入できないかと考えており、企業や福祉施設等に働きかけていききたいとの答弁であります。

次に、9款消防費は、はしご車のオーバーホール、防火水槽設置工事、消防救急無線デジタル化整備事業に伴う負担金などが主なるものであります。

審査の中で、消防団員の出勤費用は適正な金額であるかと質したところ、県内の状況を勘案しながら決めており、今の金額は適正であると理解しているとの答弁であります。

次に、10款教育費は、平成25年度から継続事業の

生福小学校南校舎及び照島小学校北校舎の耐震大規模改造に係る工事費、市民文化センター調光器盤整備事業、庭球場トイレ整備事業などが主なるものであります。

教育総務費の審査の中で、特認校生送迎におけるタクシー利用に係る契約のあり方及び保護者の負担について質したところ、冠岳小の特認校生の送迎については、タクシー会社と片道2,970円で契約している。なお、保護者の負担はないとのことであります。

委員から、児童の安全面を考慮した対応は理解するものの、制度発足当初、児童の送迎は保護者が責任を持って行うとなっていたことを踏まえれば、現在の公費負担のあり方、保護者負担のあり方、そして送迎に係る契約についても検討見直しが必要ではないかとの意見が述べられたのであります。

保健体育費の審査の中で、総合体育館の落雷による被害状況について質したところ、総合体育館の屋根に設置してある避雷針に落雷があり、そのエネルギーが地下を通過して、隣接する太陽光発電設備に影響を及ぼした。想定を超える落雷エネルギーによる被災であったが、避雷針を設置していたことから被害が最少に抑えられたとの答弁であります。

学校給食センター管理費の審査では、学校給食における残食の問題に触れ、小学校は5.9%、中学校は10.8%の残食率で、前年度より数値が若干下がってはいるものの、依然として残食の多い状況が続いているが、子供たちが給食を残す理由は何かと質したところ、最近の子供たちは固いものや豆類、煮物、みそ汁などに難色を示す傾向にある。生活環境や家庭での食生活も大きく変わり、本来望ましい食事の味つけや学校給食での固さや薄味との乖離が大きくなり、子供たちの抵抗が強くなっている。改善に向けて、給食センターの栄養教諭が学校に出向き、食育指導をしたり、小学校では野菜を植えたり、稲刈りをしたりして、食べ物の親しみを持たせる取り組みを行うなど、少しでも残食が減っていくように今後も努力をしていききたいとの答弁であります。

次に、12款公債費についてであります。

平成26年度の未償還元金総額は206億2,300万

7,731円であります。そのうち後年度交付税措置される額は126億円程度で、今後、自主財源で返済していく額は80億円程度になる見込みとのことであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第45号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は、収入済額が前年度と比較して16.7%増加しており、その主なるものは市来中央地区基幹改良事業に伴う市債であります。

歳出の主なるものは、市来中央地区の外戸配水池や牛ノ江配水池の築造工事、老朽化に伴う市道小学校駅前線の排水管布設替工事などであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、国民健康保険税の徴収率は、現年度分で96.27%、滞納繰越分で12.85%、前年度より現年度分で0.54ポイントの増、滞納繰越分で0.40ポイントの減とのことであります。また、実人員で76人、金額で1,445万7,575円を不納欠損処分し、滞納繰越額は1億7,112万7,767円であります。

歳出は、保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等が主なるもので、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1,160万6,692円とのことであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、事業収入、繰入金及び市債であり、収入未済額は235万6,113円で、今後も引き続き未収対策に努めていきたいとのことであります。

歳出の主なるものは、串木野クリーンセンターの維持管理費や耐震実施設計業務委託費のほか、公債費であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は、一般会計繰入金で、歳出の主なるものは、建設時に借り入れた市債の償還金等であります。

説明によりますと、市場使用料については、減免申請に基づき、全額減免している。また、串木野青果株式会社の経営については、これまでの累積赤字分を資本金から補填しているが、平成26年度末の資本金残高が2万円となるなど、非常に厳しい状況とのことであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、介護保険料の徴収率は95.6%で、前年度より0.1ポイント減とのことであります。また、滞納繰越額は、208人で2,456万6,792円になるとのことであります。

歳出は、保険給付費が主なるもので、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8,277万8,513円になるとのことであります。

審査の中で、徘徊・見守りSOSネットワークの取り組みについて質したところ、公民館長や民生委員、商工会議所の会員やタクシー業界の方々など、多くの方に協力をいただくもので、仮に行方不明者が発生した際には、御家族等の了解を得て、顔写真や服装等の情報をメールやファクスで流し、捜索を行うもので、本年2月には、上名地区において包括支援センター職員が徘徊高齢者役に扮し、地域住民とともに模擬訓練を実施したとのことであります。

また、委員から、介護保険制度の改正によって、本市の財政はもとより、市民の介護保険料負担も相当多くなっている。また、介護の充実をさらに求めていく必要があるとして、本案に対して反対の討論がなされたのであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、繰入金のほか、串木野さのさ荘、吹上浜荘、市来ふれあい温泉センターからの指定管理者納付金で、歳出の主なるものは、さのさ

荘の客室の修繕や吹上浜荘の宴会場の畳張りかえ等に係る修繕料のほか、温泉センターの泉源の改修に係る工事費であります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定についてであります。

歳入は、下水道使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なるものは、処理場の維持管理経費及び公債費であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計決算認定についてであります。

平成26年度の年間利用延べ件数は1,924件で、前年度と比較して12件の増、登録者数は平成26年度末で25人、前年度と比較して4人の減とのことであります。

審査の中で、民間の療育施設が2カ所できているが、市の療育園は今後どのようになるのかと質したところ、本年度できた民間の療育施設は、児童発達支援センターということで、療育の核となる施設であり、今後はそこが中心となり、療育の取り組みを進めていくことになる。そのような中で、市の療育園をどのようにしていくかは今後検討していくもので、保護者等の御意見をお聞きしながら、民間の施設のよいところを活用し、支援の行き届いたまちななるよう進めていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料と低所得者に対する政令減税補填分の保険基盤安定繰入金で、歳出の主なるものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は417万7,200円になるとのことであります。

本案は、採決の結果、賛成者多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成26年度いちき串木野市水道

事業会計決算による剰余金の処分についてであります。

本案は、平成26年度いちき串木野市水道事業会計決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、平成26年度決算における未処分利益剰余金4億777万8,423円のうち、当年度純利益と同額の1,003万2,615円を企業債償還の補填財源となる減債積立金に積み立て、その他未処分利益剰余金変動額と同額の1億9,759万440円及び資本剰余金のうち、受贈財産評価額19万3,105円と負担金1,129万3,572円を資本金へ組み入れるとのことであります。

本案は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成26年度いちき串木野市水道事業会計決算認定についてであります。

平成26年度の水道事業収益は、前年度と比較して1,839万4,492円の増となっており、主なる要因は、新会計制度で創設された長期前受金戻し入れと消費税の増税によるものであります。平成26年度の主な建設事業は、第6次拡張事業に伴う川上水源地から取水送水設備及び電気設備工事、唐船塚の第2、第6配水池の場内配管及び電気設備工事等を行ったとのことであります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第44号平成26年度いちき串木野市一般会計決算認定について、福田道代議員の発言を許します。

〔2番福田道代君登壇〕

○2番（福田道代君） おはようございます。

私は日本共産党を代表して、議案第44号平成26年度いちき串木野市一般会計決算認定に反対する立場から討論を行います。

この決算には、マイナンバー制度実施のための電子計算管理費が含まれています。全国でも本市でも、マイナンバーカードが送付をされました。本市でも11月30日、郵便局本庁では受け取りのためのコーナーが設置をされ、多くの行列がございました。

今朝の南日本新聞によると、45都道府県で未配達、転居不在で1,347万人にマイナンバーの通知が届いていないこと、鹿児島県でも80万5,000通の配達総数のうち、12万3,000通が未配達となっていることが日本郵便の発表として報道されておりました。

政府が制度設計や周知活動が不十分な見切り発車を行ったことによって、郵便局では通知カードの誤配や紛失、自治体は事務作業の増大に苦しんでいる。来年1月の制度運用が始まる前につまづいた格好とも言えると新聞では指摘をされておりました。

このマイナンバー制度とは、税務署や福祉の窓口などの複数機関がばらばらに持っている個人情報をも一つの共通番号で簡単につなげてしまう、そのようなものです。これを利用して、税金の取り立ての強化や資産調査に使って、福祉の給付制限など可能になるものです。政府にプライバシーが管理をされていく、このようなシステムとも思えます。

また、行政だけでなく、民間企業も扱います。蓄積した個人情報が一旦流出すると、被害は甚大となることは日本年金機構やベネッセなどの大規模な個人情報漏えいでも経験済みです。また、この事業の発注をめぐり、厚生労働省室長補佐の収賄容疑での逮捕など、これは氷山の一角ではないでしょうか。

経済界にはマイナンバー制度を公共事業と捉えて推進する勢力があると言われていています。マイナンバー制度のシステムやランニングコストに3,300億円、民間の関連投資を含めて、1兆円とも2兆円とも言われております。

このようなマイナンバー制度は、プライバシー侵害という問題があると同時に、税金の無駄遣いだと思われま。私は今からでも中止すべきものと思ひ、

そして、反対の討論を行いました。議員の皆様方の御賛同を心よりお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 着席ください。起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第45号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第46号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中里純人君） 着席ください。起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第47号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第48号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第49号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第50号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） お座りください。起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第51号平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第52号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第53号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中里純人君） お座りください。起立多数であります。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第54号平成26年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成26年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

△日程第15～日程第26

議案第59号～療特予算議案第2号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第15、議案第59号から日程第26、療特予算議案第2号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 平成27年第5回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号いちき串木野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、本市における個人番号の利用に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第60号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第61号鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更についてであります。

鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、常勤の職員の職員手当に関する事務に係る組合市町村に垂水市を、議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務に係る組合市町村に伊佐北始良火葬場管理組合を加えることに伴い、同組合の規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

いちき串木野市障害児就学指導委員会の担当事務について、障害のある幼児及び児童生徒に対する継

続支援に対する助言、審議等の事務を加えるとともに、名称を変更しようとするものであります。

議案第63号いちき串木野市国民健康保険税条例及びいちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定を整備するため改正しようとするものであります。

議案第64号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてであります。

最終処分場建設工事については、詳細な地質調査の結果、法面からの湧水及び軟弱地盤が確認され、洪水調整池の位置の変更及び地盤の改良等の必要が生じたため、建設工事請負変更仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号いちき串木野市農業委員会委員等の定数条例の制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、いちき串木野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数など、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第66号市道の廃止及び認定についてであります。

海瀬橋が年内に完成することに伴い、市道の起点・終点の変更が生じる海瀬坂下線及び海瀬線を廃止し、新たに市道認定するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算議案第7号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,320万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億1,537万7,000円とするほか、繰越明許費の設定、地方債の補正であります。

それでは、歳出から款を追って、その主なるものについて説明を申し上げます。

まず各款にわたり、人事異動及び共済費の標準報酬制度導入に伴う給与費等を調整し、3,198万9,000円を減額しております。

2款総務費は、総務管理費で職員代替等の臨時職員賃金、ふるさと納税推進経費、公民館安全灯施設補助金及びまちづくり計画事業補助金の追加、徴税費で市税過誤納還付金の追加、選挙費で公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修委託料の計上及び決算見込みによる農業委員会委員選挙費等の減額であります。

3款民生費は、社会福祉費で障害者総合支援法介護給付費等事業費の追加、児童福祉費で私立保育所運営費及び児童発達支援事業費の追加、生活保護費の医療扶助費の追加であります。

6款農林水産業費は、台風15号により被害を受けた果樹の樹勢回復のため、今年度に限り堆肥助成を行う台風被害緊急対策果樹支援事業補助金の計上、肥育素牛導入保留緊急対策事業補助金及び小規模土地改良事業補助金の追加であります。

7款商工費は、「フェリーニューこしき」ドック期間中の代替船借り上げに対する串木野甌島航路活性化推進事業補助金、冠岳花川砂防公園内にトイレ及び観光案内板を設置するための事業費の追加であります。

10款教育費は、中学校費で教科書改訂に伴う教師用指導書等の購入費の計上、保健体育費で学校給食センター建設に係る測量調査委託料の計上であります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

9款地方交付税は、今回の補正財源所要額の追加であります。

11款分担金及び負担金は、保育所委託児童保護者負担金の減額であります。

13款国庫支出金及び14款県支出金は、補助事業費決定等に伴うものであります。

16款寄附金は、ふるさと納税寄附金の追加であります。

17款繰入金は、財政調整基金繰入金の追加であります。

20款市債は、教育施設災害復旧債等の追加であります。

第2条繰越明許費の設定は、冠岳花川砂防公園整備事業について、翌年度に繰り越して使用するものであります。

第3条地方債の補正は、教育施設災害復旧債等の追加を行うもので、起債の限度額の総額を23億5,551万6,000円とするものであります。

次に、簡水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,608万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款簡易水道事業費で共済費の標準報酬制導入等に伴う給与費等の減額、歳入は、3款繰入金で一般会計繰入金の減額であります。

次に、公下水特予算議案第3号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億254万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費及び2款事業費で人事異動及び共済費の標準報酬制導入等に伴う給与費等の調整、歳入は、4款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

次に、療特予算議案第2号平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,117万6,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で共済費の標準報酬制導入等に伴う給与費等の減額、歳入は、1款事業収入で決算見込みによる障害児通所支

援事業収入の減額、2款繰入金で一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

△散 会

○議長（中里純人君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時50分